



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



新しい町づくりに取り組みます !!

2015. 8
No. 129

第2回定例会報告	P 2
一般質問	P 3~16
議会構成	P 17
議会日誌	P 18

第2回 定例会 報告

平成27年度各会計補正予算等を審議する第2回定例会は、6月12日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。
6月22日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続きいて議案の審議を行い、6月25日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から意見案第1号までの9件は原案可決、意見案第2号から意見案第4号までの3件は原案否決となりました。

《予算》

○平成27年度一般会計補正予算
岩内商工会議所外壁等改修費補助金33万円の追加及び河川維持補修工事費約81万円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例設定
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を設定しました。

○過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例設定

省令の一部改正に伴い、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を設定しました。

《その他》

○工事請負契約の締結
旧役場庁舎除却工事に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結
3・4・13薄田通柳橋架替工事に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結
西小学校給水設備等改修建築主体工事に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結
西小学校給水設備等改修機械設備工事に係る工事請負契約することを決めました。

○町道路線の認定
町道路線の整備を図るため、道路法の規定に基づき、町道路線を認定しました。

審議した意見書

○小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書
原案を可決し、この意見書は関係省庁に送付しました。

○戦争法案の撤回を求める意見書
原案は否決されました。

○オスプレイの運行を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書
原案は否決されました。

○マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める意見書
原案は否決されました。



一般質問 (要約)

6月22日、23日 5名の議員による一般質問が行われました。

栗林英之議員 (志政クラブ)

賑わいのある元気な

まちづくりについて

■質問■

にしん漁で栄え、賑わった港町岩内は、昭和29年の大火により、町の存続さえ危ぶまれたが、先人たちの不撓不屈の精神で蘇り、国鉄岩内駅周辺は、多くの店や人々が集まり、町に賑わいが溢れていた。

しかし、現在の人口は1万4千人を割り、空き店舗の増加、高齢化が進み、確実に衰退が進行している。

まちづくりの観点からも、何らかの対策を講じなければならぬ。その打開策のひとつに、全国各地で「道の駅」を地域活性化の拠点とする取り組みが進んでいる。「まち」の特産物や観光資源を生かして「ひと」を呼び込み、地域に「しごと」を生み出す核へと独自の

進化を遂げ始めている。

全国の市町村には、点在する店舗を道の駅周辺に集約するなど、コンパクトなまちづくりを目的とする都市計画も策定しているところもある。

国交省では、重点道の駅制度を創設し、地方創生の核となる先駆的な取り組みをモデル箇所として選定し、計画段階から総合的に支援している。

道の駅の多様な進化により、複合的な政策課題に効果を発揮し始めた現状を見れば、積極的にこれらの制度を活用すべきと多くの専門家は述べている。これを踏まえ、町長に伺う。

1. 分野の専門家を招き、他の地域の事例などを聞き、岩内らしい憩いの場づくりのブランドデ

ザインを描く勉強会を開催しては。

2. 道の駅駐車場の改修目的と今後の道の駅の事業展開は。

3. 深層水を広く知ってもらうため、無料分水やイベントの開催など、道の駅での取り組みを行うべきではないか。

4. 冬のイベントは、周辺の商店に相乗効果をもたらし、活性化につながるものと考えて、各種団体が行う、冬のイベントへの支援や町独自の施策について伺う。

5. 首都圏などで注目を集めている「二地域居住」と呼ばれるものがある。定年後、一定期間、都会から地方に滞在する

というもので、魅力ある故郷・岩内を多方面にアピールし、こうした方々を呼び込み、空き店舗や空き家を活用した移住対策をサポートする取り組みを進めてはどうか。

■町長■
1. 道の駅周辺の再整備については、関係団体を含めた地域住民との協議の場が必要と考えている。

他の地域の情報を収集するための事前の勉強会の開催も含め、地方創生の一環として産業界、行政、教育機関、金融機関、労働関係、さらには女性や若い年代層など幅広い分野の方々が参画し設置を予定している「仮称・岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」の中で、町の観光振

興全体の観点から道の駅について検討する。

2. 今回の改修は、道の駅の現状を踏まえ岩内観光協会等と協議を重ね決定したものであり、マリンプラザ交番側の広場に駐車場の増設や、地場産品のPR・販売スペースを拡充するためにたら丸館前広場にプレハブを設置するなど、来館者が利用しやすい道の駅の機能の充実を目的としている。

今後は内容の検証を行い、その結果を踏まえ「仮称・岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」の中で検討したいと考えている。



3. 地場産業サポート

センターで深層水の供給を開始して以来、町内外の民間企業により深層水を活用した様々な商品が開発されており、こうした商品を地場産業サポートセンターと連携しながら道の駅でPR展示や販売を行ってきた。

今後も怒涛まつりや深層水まつりなどのイベントを活用し、町内外の企業に深層水を活用して頂けるようPRするとともに、道の駅前にて地場産品のPR・販売スペースの拡充を図っていることから、こうした事業を活用した販売の実施や深層水のPRについて、岩内観光協会などの関係団体と連携しながら取り組んでいく。

4. 冬のイベントについて

現在、ニセコいわない国際スキー場で「かまくらカフェ」や「チヨツカリ大会」などのイベントが民間団体により開催されている。

また、街なかでは、今年2月、岩内観光協会の

主催により「たら丸雪像コンテスト」が開催された。

町としては、冬の新たなイベントの開催について現段階では実施する計画はないが、こうした民間発意によるまちの活性化につながるようなイベントに対して、可能な限り支援したいと考えている。

5. 空き店舗・空き家

については全国的な社会問題で、本町も消費者ニーズの変化、経済的事情や後継者不足による廃業、高齢化に伴う転居や施設入所など、居住世帯が不在の空き店舗、空き家が数多く見受けられる。

町は、『空き家管理等基盤強化推進事業』で、地域に点在する空き家の状況を把握し、データベース化する作業を進め、この情報をもとに所有者への意向調査を行い、空き家等の有効活用が図られるよう、「しりべし空き家バンク」の登録手続きに関するサポ-

トを進めていく。

また、首都圏在住者を対象にインターネットを活用した「移住やUターン意向Web調査」も予定しており、当町の魅力を発信し、「空き家バンク」と連携し、空き家情報を提供し、Uターン希望者などの受け皿づくりを進めていく。

空き店舗・空き家対策は、快適な住環境創出のため強化すべき課題と認識しており、各種事業を実施する中で最善な活用方策を検討していくが、一方では個人の財産管理上の問題でもあることから、慎重に対応していくことが必要である。

次期町長選への

立候補について

■質問■

上岡町長は、平成15年10月の町長就任以来、今日までの11年8か月の間、3期にわたり町政を担い、就任当初からの公約である「財政の健全化」は、一定の見通しを立て得たことは周知の事実である。

3期目は、役場庁舎の建て替え、保健センターの開設、商品券の発行など、様々な取り組みを実施してきた。

こうした中、町を取り巻く環境も、少子高齢化の波が「つねり」となり極めて厳しい状況が続く、中長期的な視点に立った安定的、継続的な舵取りが必要であると考え、次期町長選への立候補について、決意を伺う。

■町長■

早いもので、3期目を終えようとしている。私の就任以来の最重要公約である「財政の健全化」は就任当初の危機的な状況から脱し、健全な状態を維持している。

今後は、新庁舎の持つ機能を有効且つ最大限に活用し、町民の皆様に役立つ施設であり続けるため、職員一丸となり努力を続けていく。

私は、これまで3期12年で培った経験を生かし、本年度策定する「地方版総合戦略」の政策実現に必要な各種事業に道筋をつけていくことが、町民の皆様の期待に応えることであると考えている。

町民の皆様のご支援が得られるのであれば、引き続き町の発展のため、町政を担うという強い意志を持ち、4期目へ立起し、「私たちが住んでよ

かったと思える町に」をスローガンに全力を傾注していく決意を固めたところであり、議員各位におかれては、特段のご協力とご支援さらにはご指導をお願いします。

佐藤英行議員（無所属）

地域創生について

■質問■

「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」が独自の将来推計人口をもとに「消滅可能性都市」を発表した。若年女性（20〜39歳）人口の減少率（2010年→2040年）が5割を超える全国896自治体が「消滅可能性都市」、さらに2040年に人口1万人未満の523自治体を「消滅可能性が高い」と報告。2040年の岩内町は若年女性人口変化率マイナス71.6%、総人口が6,734人になり、消滅する市町村となっている。この流れは、選択と集中理論による地域拠点都市の設定となり、道州制導入の論議へと向かっていこうとしている。この人口予測を一つの警告として受け止め、町と町民が地域づくりの取り組みを

みをしっかりしていくことが必要と考える。「まち・ひと・しごと創生法」では、先行対策として町は7事業を平成27年度に実施することになっている。その中の総合戦略等策定事業では、地方は国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、推進することあるが、

1. 総合戦略を策定する主体とメンバーは。 2. 岩内町としての基本理念は。 3. いつまで策定するのか。 4. 具体的な行動はどのようにしていくのか。 5. PDCAに基づいたCを行う部署はどこ

か。

■町長■

1. まち・ひと・しごと創生法第10条において、市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされていることから、総合戦略を策定する主体は、「岩内町」となる。また、事業の計画にあたっては、産業・行政・教育・金融・労働分野などの各関係機関に協力をお願いし、仮称「岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を設立する予定で、幅広い分野の方々のご意見を伺いし、地方版総合戦略を策定していく。

2. 地方版総合戦略の基本理念は、地域の実情に応じ定めるよう法律で定められており、町としては、人口減少、雇用、子育てなどについて、国・北海道の基本理念を勘案し、これから設立する「総合戦略推進委員会」において検討する。 3. 4. 地方版総合戦略を策定するにあたり、本町の人口動向の分析等を行い、人口減少要因を把握し、課題解決のための施策の方向性を検討するほか、地域経済・雇用の状況や結婚・出産・子育て・就労等に関するヒアリング及び住民アンケート調査を予定している。 これら調査の終了後、結果を分析し、人口減少問題や地域経済の実効性ある総合戦略を策定する

には、一定の時間が必要となることから、平成28年3月までに策定するスケジュールで作業を進めている。 5. 地方版総合戦略の策定には、5年後の基本目標を設定することが必要で、具体的な施策については客観的な重要業績評価指標をもとに、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくことになる。 こうしたことから、総合戦略を検討する推進委員会の中に検証機能を盛り込んだ方が効果的と考えている。

■再質問■

地方に雇用を生むには、具体的な産業戦略、産業政策が必要であり、



この地に住み続けるのは、所得機会とそれを支える産業の持続性が必要である。人口減が地方創生法を作り出したが、人口というよりも、むしろ地域社会を支える人材の育成を総合戦略の中に位置づけていくべきだと考えるが見解は。

■町長■

地方版総合戦略については、町の実情を踏まえた基本目標、目標を達成するための施策の方向性、それを実現するための具体的な施策で構成されるが、ご質問の人材育成も含めた具体的な施策については今後設置する「総合戦略推進委員会」の中で検討されることになる。

今後の岩内町の

財政について

■質問■

2013年度の財政状況の発表によると岩内町の財政力指数は0.28で、「人口の減少や水産業の衰退等のため、財政基盤が弱体化し、類似団体平均を大幅に下回っている(75中56位)」と分析されている。2008年財政健全化法によると財政の健全化を判断する指標を①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率、としている。

一般会計の負担が見込まれる負債の標準財政規模に対する将来の借金の重さを見るもので、133.6%となっている。過去5年間の推移は、120.7%、125.1%、133.4%、153.5%、となっており2013年度は前年より減少しているが、後志管内の町村では一番高い比率となっている。「今後においては、新庁舎建設や岩内地方衛生組合が実施する老朽施設の建て替え事業などの大型事業が控えているため、より計画的な事業の実施を行うものである」と分析されている。

財政運営の考え方と実質公債費比率、将来負担比率の2014年から年度ごとの見直しは、

来負担比率の2014年から年度ごとの見直し比率については、財政運営の考え方は、まず、各年度の収支均衡を保ち、投資的事業は、後世への負担も考慮し、起債残高の適正化と将来負担の平準化を見据えた町債の借入を基本としている。

そのうえで、地域経済の状況や地方交付税制度の動向など、様々な変化に適応しなければならぬため、投資的事業の選択や実施時期、時代の要請など、慎重な判断が重要である。今後も健全な財政運営に努めていく。

実質公債費比率は、前年度と同程度の12.7%前後の見込みであり、平成27年度以降は、5、6年、若干数値が上昇し、その後、下降する見込みである。将来負担比率は、前年度の133.6%と比較し、数十%程度上昇する見込みであり、平成27年度以降は、若干上昇して推移し、その後、下降する見込みである。

岩内町特別職報酬等

審議会について

■質問■

平成27年第1回定例会において、大田議員、志賀議員、そして佐藤から岩内町における特別職の報酬等に関する質問に対し、町長は「必要に応じて、町長が審議会に諮問し、審議会にて審議がなされた上で、答申を受けている」としては、あくまで給料月額の改定が必要である場合に限り開催されるべきもの」として「平成27年度においては、今後改定が必要と判断した場合には、審議会への諮問が必要になる」と答弁している。

1. 平成27年度は改定の必要はあるのか。そしてその理由は。

2. 「改定が必要である場合」とは具体的にどのような場合を想定しているのか。

1. 2. 本年8月上旬の人事院勧告と、管内他町村の動向などを十分勘案しながら判断していく。

したがって、私がそうした判断の中で、本町でも特別職の報酬等の改定が必要との考えに至った場合に、岩内町特別職報酬等審議会への諮問など、改定に向けた必要な手続きを進めていく。

■町長■

1. 2. 本年8月上旬の人事院勧告と、管内他町村の動向などを十分勘案しながら判断していく。

■再質問■

岩内町特別職報酬等審議会条例、第2条「審議会は、特別職の報酬等の額に関して町長の諮問に応じ、当該特別職の報酬等の額について審議し、意見を答申するものとする」とある。審議会は審議の結果、町長から諮問された通りの答申もあるだろうし、そうでない場合も当然あり得る。そして、現状と同じ額での答

原子力防災・避難計画

ついで

■質問■

原子力規制委員会は本年1月28日北海道電力の真田社長に、原発事故時の避難計画について住民と積極的に議論をするよう求めている。

5月7日の北海道新聞の記事によれば、北海道大学村尾准教授の研究室が行った泊原発の事故時の地表放射能拡散シミュレーションでは、泊原発から約40〜80km離れた札幌でも1平方メートル当たり10万ベクレルを超える場所ができ、西風が吹いて降雪量の多い1月は札幌周辺まで50万から100万ベクレルの汚染地域が迫るとしている。

6月15日に原子力規制委員会の「原子力事業者防災訓練報告会」で全国の原子力事業者の総合防災訓練の評価をしている。昨年12月16日に行った北電の事業者防災訓練

は、Bの一部に改善の余地があるが11項目、Cの一層の改善が必要であるが2項目で、Aの改善の取り組みにより能力向上が図られている、はゼロとなっている。

6月17日の北海道新聞において「泊30キロ圏町村孤立最大³、330人」との記事があり、地震や風水害、津波などによる道路や海上交通の遮断し、泊原発が事故を起こした場合、岩内町で孤立する可能性のある集落は1カ所(97人)としている。

1. 北電と住民が避難計画について議論をする場を町は北電に求めているのか。

2. 泊原発事故時、札幌が汚染地区になるシミュレーションがあり、避難場所としてはふさわしくないのではないか。

3. 北電の事業者防災訓練の杜撰さが報告会で示されたが、岩内町としてこれにどう対応するか。

4. 災害時、交通が遮断され孤立する岩内町の集落はどこか。また今後どのように対応するか。

■町長■

1. 北海道電力は、リスクマネジメントの強化や安全性向上への取組として「泊発電所安全性向上計画」を昨年6月に策定し、リスクコミュニケーション活動として、住民からの意見聴取や、それに対する情報提供、広報活動を行いホームページなどで広く住民に周知している。

このため町としては、北海道電力に対し、住民と議論する場を設けることを求めている。

2. 広域避難先は、「UPZ圏外で、集団での避難が可能なこと」「プライバシーの確保や女性や高齢者などへの配慮」「避難後の食事、医療、教育や親戚からの支援」などを総合的に考慮し、北海道より提案された札幌市とした。

このシミュレーションは、放射性セシウムの地表への沈着状況を予測したもので、防護対策の基準となる空間放射線量率を計算したものではないため、現時点では札幌市への避難が妥当と考えている。

3. 原子力事業者は、緊急事態への対応能力を向上させるため、原子力事業者防災訓練を実施しているが、原子力規制委員会において、平成27年度以降に実施する訓練を対象に評価が行われる。

この試行的な取組として、平成26年度に実施した訓練の評価が行われ、泊発電所で平成26年12月16日に実施した訓練の評価が公表された。この結果報告を北海道電力より受け、平成27年度に実施する訓練では、より上位の評価となるよう要請した。

4. 報道の基となった調査は、平成26年2月に行われた調査で、孤立集落の考え方が統一されていないため、孤立する可能性がある集落を、敷島内地区の日内川から西側及び雷電地区の1集落と回答し、集落人口は平成27年5月末で32人となっている。

複合災害発生時の避難計画としては、町だけの対応は困難なため、防災関係機関の協力を得て、航空輸送等により住民を救出することとしている。



斉藤 雅子 議員（公明党）

発達障がいへの対策と

5歳児健診について



■質問■

国は、2005年4月

に「発達障害者支援法」を策定し、「軽度発達障がい」や「幼児期からの生活習慣病予防」として、5歳児健診を実施する自治体が全国的に広がりを見せている。

そこで、地域に多様な受け皿を整備していく事が重要だと思う。

1. 町の発達障がい児の推移を伺う。

2. すくすく学級が行っていた事業を本年4月から厚生園に委託する事になったが、その経緯は。

3. 現在、発達障がいの相談窓口は、どのようなになっているか。

4. 相談内容によって発達障害者支援センターにつなぐ等の対応もしているのか。

5. 平成19年に谷口議員が5歳児健診の推進についての質問に対し、疾病の早期発見と対応策の充実に積極的に努力するとの答弁だったが、その後どの様に努力したのか伺う。

■町長■

1. 乳幼児期は、発達障がいの疑いがある場合でも確定診断には至らないケースも多く、「発達障がい児」の実数の把握は難しい。参考数値とはなるが、3歳児健診で「経過観察」と判断された児童数が、平成24年度16名で受診者全体の18.6%、平成25年度11名で14.9%、平成26年度17名で18.3%。療育手帳の交付を受けている未就学児童数は、平成24年度4名、平成25年度と平成26年度各2名である。

2. 発達障がいを持つ未就学児童の療育の場として、岩宇4町村による「すくすく学級」を展開してきた中、厚生園から、小学生以上を対象とした療育事業所の開設の意向が示され、これを好機と捉え、「未就学児童から18歳までの継続した療育」を実現できないか、検討を重ねてきた。厚生園は、専門的な知識を持った指導員を有し、総合的なサポート体制を整っていること、また、

町の療育事業との一体化によって、長期的な療育環境の提供が可能となることから、児童や保護者の精神的余裕と安定に寄与するものと判断し、本年4月に委託を行った。

3. 町の健康推進担当と社会福祉担当、岩内町地域子育て支援センター、岩宇地区相談支援センター、放課後等デイサービス事業所「チャレンジキッズ・どんぐり」などが連携し、相談に対応している。

また、保育所や幼稚園、学校、岩内保健所、医療機関なども対応を行っている。

4. 「発達障害者支援センター」は、都道府県等が運営する専門機関であり、児童や保護者等からの相談に応じ、指導や助言等を行っているが、札幌など遠隔地に立地することもあり、町や関係機関が直接、相談するといった困難事例は、現在のところ生じていない。

5. 3歳児健診等における判定基準の一層の明確化により、様々な疾病の確かな発見に努めており、問診項目の見直しも行った。

また、小児精神科医や中央児童相談所、療育機関、岩宇地区相談支援センター等との連携を進め、さらに、保育所や幼稚園、岩内町地域子育て支援センター、保健師等

による事例検討や情報交換を通じて、発達度合に添った支援を行っている。

胃がん検診に

ピロリ菌検査の導入を

■質 問■

胃がんは毎年12万人が発症し年間約5万人が亡くなっているが近年ピロリ菌との関係が解明され除菌による胃がん発症率の減少に期待が高まっている。

北大大学院の浅香特任教授は「近年の研究会で胃がんの原因は98%がピロリ菌の感染が大きな危険因子だと明らかになってきた」と言っており世界保健機関（WHO）も昨年「国際がん研究機関」が、全世界の胃がんの約8割がピロリ菌の感染が原因であるとの報告書を発表した。

ピロリ菌によって胃がん発生の確率が高くなりピロリ菌を除菌する事で胃がん発生の確率が激減する事が明らかになった。

自治体が血液検査で調べている。

胃がん撲滅対策として本町の胃がん検診にピロリ菌検査の導入が出来るのかどうか。

■町 長■

ピロリ菌検査は、厚生労働省が「現時点では、検査の実施により死亡率が減少する、ということを示す証拠が不十分であり、がん検診として実施することは適当でない。」との見解を示しているが、ピロリ菌の除菌による胃の疾病に対する効果が明らかになりつつあり、厚生労働省においては、新たな胃がん検診の方法についての研究が進められている段階にある。

ピロリ菌検査の導入については、研究成果を踏まえた国の動向等に注視し、対応したい。

地方創生「地方版総合

戦略」と本町の

取り組みについて

■質 問■

国は地方版総合戦略の策定に関して①情報支援②人的支援③財政支援等、切れ目なく後押しするとしている。

1. 情報支援の地域経済分析システムについて町長はどの様に認識しているか、本町の現状、将来に関するデータ分析について。

2. 人的支援の人材支援制度とコンシェルジュ制度の内容について本町としてこれらの制度についてどのように考えているか。

3. 「産官学金労言」参画等、女性や若者、外部人材、幅広い各層の人も含め新発想、新ビジョンの意見の汲み上げが重要と思うが町長の見解を

伺う。

4. 町村間の広域連携が活発になって来ているが、本町も将来の長期ビジョンを考えた時に大事な視点と思うが、他町村との広域連携に対する町長の見解を。

5. 本町も近隣町村、さらに「セ」町との広域連携も考えるべきではないか。

■町 長■

1. 地域経済分析システムは、地方公共団体が行う地方版総合戦略の立案、実行、検証を支援するため、国が地域経済に関わる様々なビッグデータを収集し、市町村が産業・人口・社会インフラなど関連したデータ分析を行い、地域に即した課題を抽出して対処できるように、開発したシステムである。

このシステムは、産業マップ、人口マップ、観光マップ、自治体比較マップと、大きく分けて4つのマップから構成され、それぞれ、地域産業構造、人口構成や将来推計、人の移動経路、さらには複数自治体と地域の経済構造や労働環境などの比較検討することが可能なシステムで、本町においても人口ビジョンや地方版総合戦略を策定するうえで、大変有効なツールの一つと考えており、この地域経済分析システムから得られる情報を有効活用し、町の総合戦略に反映できるように取り進めていく。

2. 地方創生人材支援制度は、意欲と能力のある国の職員や大学の研究者、民間シンクタンク等の人材を市町村長の補佐役として自治体に派遣し、各地域に応じた総合戦略の策定作業などを直接支援する制度である。北海道内では7自治体で派遣支援を受けている。

地方創生コンシェルジュ制度は、地方版総合戦略の策定を含め、各地域が地方創生の取り組みを行うにあたって、各府省庁の窓口として相談を

受けつける制度で、都道府県ごとに、その地域に愛着や関心のある国の職員を募り、利用希望のあった地方自治体が気軽に問い合わせができる「霞ヶ関の案内役」が役割である。

町もこの制度に関心をもち、昨年11月、「地方創生コンシエルジュ選任希望書」を国に提出し、北海道を希望する国の職員は、全国最多の63名が名乗りをあげ、うち6名が個別に道内の自治体を指名している。

その6名のうちの1人、環境省地球温暖化対策課の課長が岩内町のコンシエルジュとして選任され、今後、町の総合戦略の策定を含めた、地方創生の取り組みを検討するにあたり、アドバイスを頂く予定である。

3. 地方版総合戦略の策定にあたり、女性や若い年代層などが知恵を出し、新しい発想で議論をすることが必要であり、こうした地域住民をはじめ、産業界、教育機関、

金融機関、労働関係、さらには外部有識者等で構成する組織のなかで、方向性や具体案について審議し、関係者の意見が反映させることが有効かつ重要である。

したがって、各関係機関に協力をお願いするとともに、町民から一般公募したなかで、地方創生に関する推進組織を設立し、幅広い分野の方々の意見等を伺い地方版総合戦略を策定していく。

4. 5. 国は、個別の施策における複数市町村間での広域連携や、経済面、文化面、産業面及び地理的状况などの観点から、一体性・関連性のある広域圏など、複数の市町村が共同で地方版総合戦略を策定することも期待している。

また、地方自治体にとつても、人口減少が進むなか、将来を見据えて、市町村や一次・二次・三次産業が相互に連携し、相乗効果を上げる取り組みは重要である。
町の人口ビジョン及び

総合戦略を策定するにあたっては、地域経済分析システムのデータ等を分析し、地域の経済構造や労働環境、人の移動経路ルートなど、総合的にどの地域・産業と深いつながりがあるかを確認するとともに、これから設立する仮称岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会での提言や意見等を踏まえ、広域連携を踏まえた町の総合戦略について検討していく。



岩内町役場庁舎

金沢 志津夫 議員（新政クラブ）

当面する町の課題

について

■質問■

1. 人口減少問題

民間の有識者らで構成されたシンクタンク「日本創成会議」が公表した「地方消滅」のレポートは、全国に大きな反響を呼び、過疎化と人口減少に歯止めのかからない岩内町にとっても、自治体の存続が危ぶまれる問題である。

道や各自治体のそれに呼応した対策はどのように取り組んでいるのか。また、町の人口減少問題に対する取り組みについては。

2. 町の財政問題

役場庁舎の建設、文化センターの大規模改修事業等、新たな町の起債残高はピークに達しているものと思うが、地方交付税の不透明な状況が続く中、町税や一般財源が減少し、基金からの繰入れも困難な状況で、町の財政状況、町が抱えている借金は幾らあるのかなど、町民の関心事になっている。財政の健全化を掲げ、行政改革の英断に着手した上岡町長だが、起債が増加することで住民サービスの低下につながるのではないかという懸念もあり、原点到立ち戻った財政計画の見直しが必要な時期と思うがどうか。

現在までの起債残高と償還時期、新たな起債が

予想される大型事業の見直しと財源の確保を計画していくのか。

3. 特色ある「町づくり」

札幌まで新幹線が開通し、高速道路が延伸すると、地域の観光振興にも弾みがつき、経済効果の面からも大きな期待が寄せられている。

それぞれの自治体は競って特色ある「町づくり」を進めているが、町での取り組みは。岩ヶ嶺通りは、寺町通りとして整備し観光客の受入れを計画した時期があつたが、現在はどうか。洋上風力発電施設を誘致して「風力の町」岩内を全国に発信し、歴史的景観や食文化と合わせた観光構想を進める考えは

あるか。

あるか。

二セコエリアの外国人観光客の増加は、大きなビジネスチャンスであり、町村間の連携や外国語講座の開設、受入れ態勢の整備など計画的な考えがあるのか。

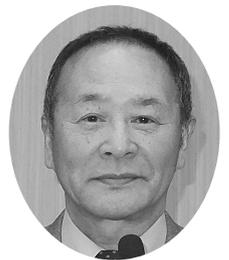
■町長■

1. 人口減少問題は、自治体の維持・存続に係る大きな課題で、町としても、これまで総合計画等に搭載している各種の施策により、人口減少速度を少しでも緩める取組を展開しているが、依然として歯止めがかかっていない状況にあり、また、民間研究機関の「日本創成会議」が昨年公表した、いわゆる「消滅自治体リスト」においても、町にとって非常に厳しい推計

結果が出されている。こうした地方を取り巻く人口減少問題に対応するため、国においては昨年11月、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、都道府県・市町村においても、各地域の人口の将来展望を示した「地方人口ビジョン」と、このビジョンを踏まえた地方創生のための目標や方向性などを定めた「地方版総合戦略」の策定が努力義務として規定されている。

町としては、法の趣旨を踏まえ、平成26年度補正予算に計上した「地方消費喚起型」と「地方創生先行型」の各種事業を実施中であり、また、地方創生の総合的な施策の企画並びに推進に関する助言や提言、国等からの

情報の共有や連絡調整などを行い、地方創生を推進するための庁舎内の組織として「岩内町地方創生推進本部」を6月1日に設置したところである。今後は、産業界、行政、教育機関、金融機関、労働関係、さらには女性や若い年代層も含めた幅広い分野の方々、いわゆる「産官学金労言」の参画をいただき、仮称「岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」を設置する予定であり、この推進委員会において、平成26年度補正予算で実施している事業の検証、さらには地方創生に関する目標、基本的方向、及び具体的な施策を検討し、今年度中に、町の総合戦略を策定したいと考えている。



2. 当時、危機的状況にあつた町財政の健全化のため、行政改革の断行や借換債の発行、投資的

事業の選択による地方債の抑制などに努め、一般会計の起債残高は約47億円減少し、各種財政指標も全て良好であり、財政健全化が維持されているものと認識している。

一方で、人口減少や地域経済の低迷など、様々な変化に柔軟性を保持し中長期的に見据えたうえで、この度の事業を実施しており、財政健全化に関する基本的な考え方は揺るぎないものである。

現在までの起債残高は、一般会計の平成26年度末見込みで、約106億円、償還時期は、借入起債ごと条件は異なるが、12年から30年の償還年数である。

今後の事業の見通しは、岩内地方衛生組合の中間処理施設整備事業に伴う負担金事業や各公共施設の改修などで、必要となる一般財源の確保は、人口減少など厳しい状況にあるが、投資的事業の選

択、実施時期など慎重に判断していく。

3. 平成28年3月末までに北海道新幹線が一部開業することから、後志観光連盟と連携し、特色ある観光地づくりの勉強会の開催や、東北・北関東圏への「北海道新幹線開業PRキャラバン隊」による観光PRを実施する。

2次交通のあり方について、町も参画する「北海道新幹線しりべし協働会議」で、官民共同の検討を進めている。

岩ヶ嶺通りは、歴史と文化の漂う寺町通りとして、観光客等が散策を楽しめるよう通り周辺への民間による休憩施設等の整備も期待した構想を第3次岩内町総合計画に掲載した。

この間、町が道路や照明設備を整備したが、民間による休憩施設等の整備は実現していない。

しかし、岩ヶ嶺通りには町が指定した有形文化財も建立され、貴重な観光資源であることから、

今後も町の観光スポットとして広く周知していく。

洋上風力発電について、町や漁業関係者、民間事業者などで情報の共有を図りながら、本地域での実現の可能性について調査・検討を進めている。

現段階では、洋上風力発電施設の設置までには至っていないが、洋上風力も貴重な地域資源であるので、民間投資の状況なども見据えながら観光構想についても検討する。

ニセコエリアとの連携は、町や岩宇地域への観光客の誘致による活性化に大変有効な方策と考えている。

このため、外国人を含めた観光客の増加が期待できるニセコエリアの連携した取り組みについて、関係町村等と協議を進めており、こうした動向を踏まえ、外国人観光客の受け入れ態勢の整備について検討していく必要があると考えている。特色ある町づくりにつ

いては、地方創生における町づくり全体の観点から、「仮称・岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」で検討したい。



空から見た岩内町

大石 美 雪 議員（日本共産党議員団）

マイナンバー制への町の対応について



■質 問■

今年5月の日本年金機構の個人情報流出問題で、国への信頼が揺らいでいる。今、町ではマイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）導入の準備をしているが、これは住基ネットとは大きく異なっている。

1. 仕組みと問題点は。
2. 個人情報保護のための仕組みは。
3. 使い道と必要性は。
4. 町の費用負担の見通しと費用対効果は。

5. 町の自治体としての役割が変わる可能性は。

■町 長■

1. マイナンバー制度

は、社会保障・税関係の
手続及び災害対策で利用
するため、全住民に新た
な12桁の個人番号が、法
人には13桁の法人番号が
付与され、このうち個人
番号は、本年10月以降に
通知される予定である。
平成28年1月以降に交付
予定のマイナンバーカー
ドには、住所・氏名・生
年月日・性別・マイナン
バー・顔写真が掲載され、
身分証明書としても利用
できる。また、複数の機
関に存在する同一人の情
報を個人番号と紐付けす
ることで、相互利用が可
能となり、国民の各種行

政手続の負担軽減や、簡
素化が図られる。個人情
報の漏えいや、なりすま
し被害などのセキュリティ
対策は、国が様々な
対策を講じている。

2. 個人情報保護は、

制度面とシステム面での
対策が講じられており、
制度面では、なりすまし
防止のため、マイナン
バーを取り扱う際に本人
確認が義務付けられてい
るほか、特定個人情報保
護委員会が監視・監督す
ることになっている。ま
た、各自治体には、特定
個人情報保護評価の実施
が義務付けられ、現在、
その対応作業を進めてい
る。システム面では、平
成29年1月から、「情報
提供等記録開示システム
（マイポータル）」が稼働

予定であり、自分の個人
情報を、いつ、誰が、な
ぜ提供したのかなどを確
認することが可能とな
る。

3. 法律や条令で定め

られた事務に限りマイナ
ンバーを利用し、本制度
導入により住民の手続き
が簡素化され、行政の確
認作業等のコスト削減が
期待される。

4. 導入費用は、各種

システム整備、改修費な
どが自治体負担となり、
その費用は国庫補助金及
び地方交付税で措置する
と説明を受けている。具
体的には、平成26年度
は、各種システムプロ
グラム整備事業費17,
409千円に対し、総
務省・厚生労働省から

13,029千円の補助
金が交付され、町の一般
財源支出は4,380千
円となっており、このう
ちの一部は地方交付税に
算入される。また本年
度は、約2,580万
円の予算に対し、総務
省・厚生労働省から約1,
700万円の補助内示額
が示され、町の一般財源
支出は約880万円の見
込みである。なお、費用
対効果は、国民がマイナ
ンバーカードを本格利用
する平成29年1月以降に
評価されると考える。

5. 本制度は、各行政

機関、地方自治体が分散
管理を行い、必要な情報
を必要な時だけ各機関で
やりとりするため、個人
情報が全て国に把握され
るものではなく、社会保

障制度も、それぞれの役
割と責任のもとで適正に
進められるものと考えて
いる。

町の水道事業について

■質問■

2014年11月～12月に実施した上水道のアンケートについて。

1. 給水戸数約6100戸に1500通を各町内会を介して実施して得た数値の信頼性は。

2. アンケート結果から得たことは。

3. 問15の項目については、事業者側からの誘導性があり適切ではないか。

4. 水道事業は町民へ安全で安心な水道水の安定供給に努めると同時に、公平な負担がもたられているが、現在の料金の仕組みの問題点は。

5. 設備の改修などを行いながら健全な運営に努める一方、特に家事用の水道料金は使用水量にふさわしい公平な負担に

なっているか。

■町長■

1. 2014年11月から12月に実施した上水道アンケートは、今後の水道事業の運営指針となる

「岩内町水道ビジョン」の策定にあたり、町内1500世帯を対象に実施したものであり、調査対象の一部を調べることで、調査対象全体を推測する「標本調査」という方法に基づいたものである。サンプル数については全世帯数に対して、統計的理論により算出したもので、アンケート配布必要世帯数は、1111世帯であり、回収率を考慮し1500世帯としたものである。今回のアンケート調査の回収世帯数は、1421世帯であり、必要な世帯数を満たしていることから、結果として、町全体の傾向・意見を反映し、十分な信頼性が得られているものと考

えている。

2. 3. 今回のアンケートの内容は、大きく分けて①個別情報に係る質問、②水道へのニーズ・満足度について、③施策のニーズ・優先度について、④水道料金に対する意識の4分野で構成しているが、特に③の施策のニーズ・優先度において、今後の水道事業として進むべき方向性としては、施設の耐震化等、安全性確保に対する町民の意識が高いことから、安全・安心な水道施設の維持と健全な会計運営のため、計画的に老朽・耐震改修事業を実施していかねればならないとの結果を得たものと考えている。

また、アンケートの問15は、大きく分けた4つの分野のうち、④の水道料金に対する意識についての設問の一つであり、水道料金の値上げについては、今後の人口減少に伴う水道料金の減収、水道施設の更新や耐震化などの取り組みにより、厳しい水道事業経営となる見通しの中で、今後起こりえる可能性のある問題について、町民の率直なご意見を伺いたいことから、実施したものであり、ご指摘の点はないものと考えている。

4. 5. 本町の水道料金は、基本料金と従量料金に分けた、二部料金制を採用しており、用途別に基本水量・基本料金及び超過料金をそれぞれ設定している。具体的には、家事用では、1ヶ月の基本水量を10立方メートルまでとし、現在の基本料金は1,620円で、超過料金については、1立方メートルにつき216円と設定している。

こうした中、平成26年度の上水道の使用実態としては、家事用における1ヶ月当たりの平均使用

水量が約11立方メートルとなっており、近年と比較しても、ほぼ横ばいの状況にある。したがって、基本水量の1ヶ月10立方メートルは現段階では妥当なものであると判断しており、使用者全体における水道料金の公平性は保たれているものと考えている。

ごみ焼却場建設とごみの減量について

■質問■

現在、岩内地方衛生組合は、一般廃棄物中間処理施設建設で1日30トンの可燃ごみをストーカー式で焼却し、排ガスはバグフィルターで処理後、大気へ放出する。その建設総事業費は44億円で、生活環境影響調査結果の縦覧などの日程は本年8月半ば以降になり、平成30年度の供用開始に向けて、事業が着手された。

1. 現行の補助制度では、焼却施設から排出される熱エネルギーの一部を回収し、再利用することが、事業採択の要件としているが、説明資料では熱回収率10%以上で、その熱利用計画は白煙防止、施設内給湯、暖房、融雪としている。そこから排出される熱エネルギーの農業分野や水産物への活用などで熱回収率が10%以上になることの内容について衛生組合から説明をうけているか。

2. 平成26年度のじん介処理施設の可燃物受入量は多い月で616トン(1日29トン)、少ない月で387トン(1日20トン)、年間6,230トン(1日約24トン)だが、新しい施設の処理能力は1日30トンで16時間燃焼と説明している。立地自治体としてゴミの焼却量の増加などを展望した上で、熱エネルギーの活用方法の検討をしたのか。

量化の検討について。知していない。

る限り出さないライフスタイル提唱など、減量化の方策について、今後とも、広報紙や防災行政無線等による啓発など地道な活動を継続して、住民の皆さんの理解と協力のもと、ゴミの減量化、資源化が、より進むよう取り組んでいく。

現するためには、収集運搬、再生、処分等の一連の処理体制が必要不可欠であり、焼却と減量化のうち、一方を軽視できない。したがって、「ゴミを出さない」「再利用する」「再資源化」の3原則によるゴミ減量化とともに、適正な方法によるゴミ処理を進め、今後循環型社会の実現を図っていく。

8. 可燃性ゴミの受け入れ量を増やし、熱エネルギーを活用することは本末転倒ではないか。

4. 焼却施設の建設については、衛生組合が、平成23年から本年2月の住民説明会で、住民の皆さんの意見をいただいたと承知しており、適切に対応されてきたと考えている。

7. 事業系ゴミは、全国的な傾向として、ここ5年ほど微増である。本町も同様と聞いているので、引き続き事業者にも、さらなる分別の徹底やリサイクルの推進等について啓発に努めて、事業系ゴミの減量化を図っていく。

■質問■
平成26年6月13日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(以下改正法)が成立し20日に公布された。この改正法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例が議案として出された。

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

9. ゴミは燃やすのは当然と焼却処理中心ではゴミ減量計画を後継に押しやることにならないか。

5. 生活環境影響調査については、衛生組合として本年2月段階で、内容をほぼ把握できたことから、住民説明会を開催し、十分に説明責任を果たしてきたと承知しており、今後も、当然、適法に進められると考えているので、現時点で、町として衛生組合に要請することではない。

9. これまでも、できる限り環境への負荷を低減するためゴミ発生の抑制、資源の再使用、あるいはリサイクルの取り組みを継続してきた。こうした取り組みが極めて重要である一方、廃棄物処理法の「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」という目的を達成し、循環型社会を

教育委員会改悪法について

■質問■

3. ゴミを減らして熱回収率を上げる方法の説明を求めているか。

1. 衛生組合からは、補助事業の採択要件である熱回収率10%以上を満たすため、白煙防止や、給湯、暖房、融雪等での利用を検討と説明を受けている。今年度発注の実設計で明らかにすることである。

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

■質問■

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

4. 施設の計画や進捗状況の情報を住民参加で公開し進めさせることが必要ではないか。

6. ゴミの減量化は、平成20年度からの家庭系ゴミの有料化が一定の成果を上げており、今後も、分別の徹底や資源リサイクルの拡大など一層の減量化対策に取り組む必要がある。

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

■質問■

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

5. 生活環境影響調査結果の縦覧や説明会の開催などを衛生組合に要請すべき。

2. 3. 8. 熱エネルギーの活用については、衛生組合が、様々な角度から検討中であり、利用できる熱エネルギー量、利用できる時間帯など、様々な課題があると聞いているが、ゴミの焼却量の増加や熱回収率の上昇等の詳細については、承

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

■質問■

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

6. ゴミ減量のための方策について。

6. ゴミの減量化は、平成20年度からの家庭系ゴミの有料化が一定の成果を上げており、今後も、分別の徹底や資源リサイクルの拡大など一層の減量化対策に取り組む必要がある。

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

■質問■

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

7. 事業系ゴミの分別・資源化徹底による減

町は、資源物の出し方の厳格化や、ゴミをでき

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

■質問■

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

別・資源化徹底による減

町は、資源物の出し方の厳格化や、ゴミをでき

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

■質問■

3. 町長が教育大綱を決め教育委員会に具体化させるので政治権力による教育内容への介入・支配を厳しく戒めている憲法の侵害にならないか。

7. 教育委員会を教育長の支配下におき教育委員会は形骸化するのではないか。

8. 教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など役割が実際に果たせる体制が必要ではないか。

9. 条例改正により、国や町長が教育内容に介入する仕組みとなり、憲法で保障された教育の自由と自主性が侵害されるのではないか。

■教育長■

1. 教育委員会の職務権限は、改正法について合議制による執行機関であることに変わりはない。

新たな教育長は、具体的な事務執行の責任者及び事務局の指揮監督者であるとともに、会務を総理し、教育委員会を代表するものである。

2. 教育施策の最終的な決定権限は、教育委員会に留保されていることから、町長からの独立や教育の自主性については、町長の権限が及ぶところではない。

3. 大綱の策定事務は教育委員会で行うこととなり、記載事項については、総合教育会議において協議・調整する中で定められていくものである。

仮に調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、執行権限は教育委員会が有していることから、教育の自由と自主性を侵害することはない。

4. 総合教育会議において、施策等の協議・調整を図り連携の強化を進めていくこととなるが、最終的な決定権限は教育委員会に留保されていることから、これまで担ってきた役割を引き続き果たすことができると考えている。

5. 任命・罷免については、町長が議会の同意を得て行う。

6. 道費負担職員の懲戒及び学校教育関係者の人事上に伴う任命・分限・懲戒などの処分は道教育委員会が行い、校長の任免や学校管理・一般服務上に伴う措置、学校の設置、廃止に関する措置は町教育委員会が行う。

7. 教育長及び教育委員は、議会の同意を得て任命することとなっている。

また、教育委員会は合議制の執行機関として、教育水準の維持向上などについて協議・調整を実施してきたところであり、今後も、この根幹は揺るぎないものと考えている。

8. 教育委員は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、町長が議会の同意を得て任命されている。

また、改正法では、委

員の側から会議の招集の請求や執行状況に関する報告の規定が設けられており、事務執行に対するチェック機能の強化やその体制が図られていることから、教育委員会では、今後も、会議の公開や公表などを実施し、透明化の推進に努める。

■町長■

9. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築を図るなどを目的としたものであり、教育の政治的中立性などの重要性に鑑み、最終的な決定権限は、教育委員会に留保していることから、教育の自由と自主性が侵害されることはないものと認識している。

教育委員会の自主性を尊重するとともに、審議の活性化や透明性の確保がされるよう努める。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

議 会 構 成

議 長 永 井 明 議員
副 議 長 三 浦 富 彦 議員

総務委員会 委員長 梶 谷 義 和 議員
副委員長 下 田 陽 一 議員
委 員 三 浦 富 彦 議員
委 員 永 井 明 議員
委 員 中 家 正 希 議員

社会文教委員会 委員長 大 田 勤 議員
副委員長 佐 藤 英 行 議員
委 員 佐 藤 和 嘉 議員
委 員 齐 藤 雅 子 議員
委 員 本 間 勝 美 議員

建設産業委員会 委員長 谷 口 雅 史 議員
副委員長 金 沢 志 津 夫 議員
委 員 大 石 美 雪 議員
委 員 志 賀 昇 議員
委 員 池 田 光 行 議員
委 員 栗 林 英 之 議員

議会運営委員会 委員長 齐 藤 雅 子 議員
副委員長 池 田 光 行 議員
委 員 大 石 美 雪 議員
委 員 金 沢 志 津 夫 議員
委 員 本 間 勝 美 議員
委 員 谷 口 雅 史 議員
委 員 栗 林 英 之 議員

議 会 日 誌

- 5月15日 第1回臨時会
 19日 後志町村議会議長会臨時総会（倶知安町）
 20日 北海道新幹線しりべし協働会議総会（倶知安町）
 29日 後志総合開発期成会理事会・定期総会（倶知安町）
- 6月 1日 各派代表者会議
 2日 原子力発電所問題特別委員会
 3日 社会文教委員会
 4日 建設産業委員会
 5日 北海道新幹線・高速道路期成会
 8日 総務委員会
 9日 議会運営委員会
 11日 国道276号岩内・共和道路整備促進期成会総会
 12日 第2回定例会招集
 15日 後志総合開発期成会后志要望（小樽市・倶知安町）
 17日 後志町村議会議長会役員会・臨時総会及び
 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市）
- 22日 第2回定例会再開 25日まで
 26日 岩内商工会議所通常総会后懇親会
 28日 新庁舎落成式
 29日 後志総合開発期成会札幌要望（札幌市）
 30日 共和町公友会視察来庁
- 7月 1日 建設産業委員会
 2日 後志町村議会議員パークゴルフ大会（黒松内町）
 5日 神恵内沖揚げまつり開催式
 7日 北海道町村議会議員研修会（札幌市）
 13日 泊発電所監視協議会（札幌市）
 14日 後志総合開発期成会中央要望（東京都） 15日まで
 18日 泊群来まつり開催式
 21日 国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会
 （余市町・小樽市・札幌市）
- 21日 新任議員研修会（札幌市）
 31日 社会文教委員会

編 集 後 記

「議会だより129号」をお届けいたします。
 第2回定例会での一般質問を中心に編集しまし
 た。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご
 理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約して
 お届けしています。議会の一部よりお伝えする
 ことができませんので、町政を一層ご理解いた
 だくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されてお
 りますので、ご覧になりたい方は議会事務局へ
 お問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、
 代表質問の全文を掲載しておりますので、ぜひ
 ご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等が
 ありましたら、議会事務局までぜひお聞かせく
 ださい。お待ちしております。

（議会運営委員会）